

7 西審個議第 5 号
令和 7 年 10 月 3 日

西東京市長 池 澤 隆 史 様

西東京市個人情報保護審議会
会長 横道 清孝

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について

令和 7 年 10 月 3 日付 7 西市市第 1269 号の諮問に対し、下記のとおり答申します。

記

第 1 諒問の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 27 条で規定する指針（特定個人情報保護評価指針をいう。以下、「指針」という。）に基づき、法第 28 条において、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護評価を実施することと規定されている。また、指針において、事務の対象人数が 30 万人以上の場合は、基礎項目評価及び全項目評価を行うことと規定されている。西東京市の住民基本台帳に関する事務について、この度、指針の規定に該当し、基礎項目評価に加えて全項目評価を行う必要が生じたことから、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下「評価書」という。）を定めることとなった。このことについて、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項及び西東京市個人情報保護法施行条例（令和 6 年 12 月 17 日条例第 31 号）第 10 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、本評価書案について諮問があった。

第 2 審議会の結論

評価書案について、適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、適当であると認める。

第 3 審議経過

審議会の開催日	内容
令和 7 年 10 月 3 日	諮問、審議及び答申

以上